

平成30年度第2回〔第六期目第2回〕  
松島町入札監視委員会

平成31年1月29日（火）

午後1時30分～

（松島町役場3階大会議室）

平成30年度第2回〔第六期目第2回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	小川真儀	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

建設課	建設班
	管理班
健康長寿課	高齢者支援班
産業観光課	観光班
財政課	財政班
水道事業所	施設班
教育課	生涯学習班

各課(所)長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

松島町長	櫻井公一
財務課	課長 佐藤進
	財政班 班長 相澤光治
	主事 中村智英
	主事 大寺元氣

---

委員会次第

平成31年1月29日（火曜日）午後1時30分開会

- 1 開会の挨拶
- 2 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

(2) 審議      工事請負契約 4 件      業務委託契約 6 件

3 閉会の挨拶

---

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

午後1時30分 開 会

## 1 開会の挨拶

○事務局 委員の皆様、本日はお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。泉田先生はまだいらっしゃっていないんですが、ご連絡がありまして、仙台駅で強風の影響で電車が遅れているということで、先に始めてほしいという要望でもありましたので、定刻より、入札監視委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、松島町長櫻井公一よりご挨拶させていただきます。

○町長 皆様、大変ご苦労さまでございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、第2回、第六期目の入札監視委員会にご臨席を賜りましてありがとうございました。そしてまた、ことしが始まりましてもう1カ月過ぎようとしておりますけれども、またことし1年、よろしく願い申し上げたいと、このように思っております。

本日は、平成30年度として昨年7月に続きまして2回目の委員会となります。委員の皆様には工事請負契約、業務委託等について内容を審議いただきますけれども、入札の適正化等についてご指導賜ればというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

加えて、本町の東日本大震災からの復興事業でありますけれども、ことしの4月から見ますと、あと復興創生期間2年というふうになりますけれども、当初、松島町で計画した内容等を進めていくために全てのものが完成できるように我々行政側としてはやっつけていきたい、このように思いますので、委員の皆様方にもそういう東日本大震災からの復興事業等についてもご指導等賜ればなというふうに思っております。

業務は大変厳しい中で、本当に32年度までで終わるんだろうかという意見もございますが、精査をしながら進んでいきたいと、このように思っております。重ねてお願いとなりますが、今後ともご指導等、よろしく願い申し上げます。

きょうはどうもありがとうございました。

○事務局 ここで、町長は公務により先に退席させていただきます。

○町長 ではよろしく願いします。

---

## 2 契約案件の審議等

### (1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 続きまして、契約案件の審議等に移ります。

まず最初に、審議案件抽出理由の概要を委員長より報告いただきます。

○委員長 委員長の赤石です。皆さん、本年もよろしくお願ひいたします。

泉田先生はまだ到着されていませんけれども、始めてくださいということですので始めたいと思います。

まず、今回、契約案件の抽出理由なんですが、お手元の資料の審議資料という赤いインデックスがついているところにあるんですが、まず落札率ですね、高落札率になった場合、あるいは低入の場合と、あるいは1者随契とか変更契約の有無、この辺はいつもキーポイントとして抽出の理由としているんですが、その中で今回特に指名競争入札の妥当性はどうかと。今までの議論の中で、何度かピックアップで問題になっているところを中心ということで、公募にしない理由とか業者の選定理由、それから分割して業務を発注している場合、その妥当性がどうかと。それからまた指名競争に絡みますが、指名競争入札と随意契約、どうやって使い分けているのかといったところで、発注業務の妥当性を点検、確認したいということで抽出をいたしました。

結果的には工事4件、業務委託6件で、そこの抽出理由にございますように、まず高落札率の案件、1者入札、それから変更契約で、発注形態を確認したい案件というのが4番目なんですけれども、これは分割で工事発注しておりますので、その分割の妥当性ということを議論、確認したいというふうに思います。

あと、業務委託につきましても、基本的には高落札ですかね。それから1者入札、それから随契、変更契約している案件についてピックアップをしております。

審議案件の抽出理由は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

## (2) 審議

○事務局 それでは、これより個別審議に入っております。工事案件4件、業務委託6件、その4件と6件の間に進みが順調であれば休憩をとりたいと考えております。

それでは、1件目、建設課。では、委員長、進行方、よろしくお願ひします。

○委員長 はい。

○建設課 建設課です。よろしくお願ひいたします。

○委員長 1番目につきましては高落札率ということで。すみません、2番目は1者入札でした。すみません。1者入札と変更契約が行われているということで、その辺の理由を中心にお願ひいたします。

○建設課 それでは、説明いたします。

初めに、1番目の事業名が建29工第072号古浦漁港防潮堤整備工事になります。

こちら、事業場所が松島町手樽字小屋崎地内ということで、事業の内容につきましては、場所が仙石線の陸前富山駅と大塚駅のちょうど中間地点になります。町管理の古浦漁港という漁港がありまして、そちらのJR沿いの海岸線の部分が防潮堤が低い区間になっていまして、そちらに新たに防潮堤の整備をする事業となっております。

工事の内容につきましては、資料の次ページ、裏のページに事業概要説明調書がありまして、全体の施工延長が71.1メートル、重力式擁壁、こちら防潮堤が高さが3.7メートルのものが64.1メートルになります。鋼管ぐい400ミリのものが、こちらが基礎ぐいで54本、遮水の鋼矢板が73枚、コンクリート工といたしまして573立米、あと県道から奥にあります漁港につながる所、こちら陸開と言われる扉をつけますので、それが1基になります。

今回の発注方式につきましては条件付き一般競争入札になります。条件といたしましては、宮城県内に本店及び工事請負契約について本店から委任を受けた支店もしくは営業所を有している者であること。平成30年6月30日現在で、土木一式工事の総合評点が800点以上の者であること。そのほかに配置技術者を建設業法の規定により配置すること。また、こちら、JRの近接になりますので、JR東日本の工事管理者の在来線のこちらの資格を有している者を配置することということで、 をいたしました。

結果としては1者応募ありまして、それで入札をした結果、落札率が99%、こちらにつきましては、すみませんけど資料の中ほどになりますが、後ろから4ページ目、入札調書がついております。こちらの裏のほうに入札結果がありますが、入札2回実施した結果、落札には至らなかった。その中で予定価格の10%以内であることから、再度不落随契ということで見積入札をした結果、落札に至ったという案件であります。これが99.9%になった部分になりまして、あと今回、審査を受けた中で、古浦につきましては1つが高落札率に至ったということになりますが、1つは不落随契であったこと、あと現場がJRの仙石線の近接工事、今回になります。そうしますと、通常の工事と別に列車のJR工事するための工事管理者、あと列車見張り員、新たに出てくる部分、あと今回軌道に近いということで、線路の部分の点検と保守などの通常よりも多い経費が含まれています。そういったことで、通常の工事よりも費用がかかるということで、全体的に高どまりになったものと思われま。

あと、1者入札に至った経緯につきましても、やっぱりJRの近接ということで、そういった工事管理者の配置できる方がどうしても出てくる部分と、あと軌道をいろいろ点検した場合

に、影響があった場合のリスクなどがあるので、どちらかという工事が敬遠された。まだ宮城県全体から見れば復興事業の工事も多い中ということで、どうしても応募者のほうが少なく、結果として1者入札になったというものと思われま。

あとすみません、1つ変更があったということで、ここを多分書いてあると思うんですけども、この案件、契約変更がなかった。

○委員長 そうですか。じゃちょっと確認というか、そのマークがちょっとそこがずれていたと思います。

○建設課 すみません。1件目は以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

以上の説明でしたが、委員の皆様、何かご質問等ありますでしょうか。

○委員 工事、海岸工事とあと陸開の大きく2つに分けてあるんですけども、町の設計書の中に陸開の部分なくて、業者から出た内訳書があるんですけど、それはいいんですけども、こういう陸開とかというのは恐らく工場製作してここに設置しますよね。（「はい」の声あり）それって例えばこういう建設会社、大手なんだろうけども、一般的に自分のところでやるのか、下請、どこかに工場出してやるのか。あと、その際の経費の見積もりというか、業者のほうで出してくるのか、どういうふうになっているのかなという、業者側の問題なんだろうけども、具体的にこういう陸開工事なんかどういうふうにしてつくってやっているのかなと、ちょっと教えてほしいんですけども。設計書はもうないですよ、町のやつ。抜けてしまったのかなと思ったんですけども、2億円の分だけあるんですけども、海岸工事の。陸開工事の5, 100万の設計書は町の設計書の中にはなかったんですけども。

○建設課 大変申しわけありませんけれども、陸開工事の分の設計書のほうが、多分うちでコピー、本来つけておく部分が抜けていたのが、すみませんでした。

○委員 それはいいんですけども、〇〇〇のほうでは出しているんですけども、それって一般的に業者によって違うんでしょうけども、自分たちで直接つくっているのかね。

○建設課 一応つくるものに関しては、やはり土木業者さん、会社さんで全てつくることは難しいので、下請というか、そういった工場のほうに発注をするような形になります。

あと実際、現場に持ってきてつけるの自体は別に土木業者のほうでもできますので、どうしてもその部分だけは下請、今回多分そちらの関連するそういった製作会社に見積もりをとったものとは思われます。

○委員 それで出しているわけですね。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

- 委員長 こういった工事できる業者というのは指名した中で大体何者ぐらいあったんですか。
- 建設課 すみません、何者か。こちらの工事管理者というのが必ずしも会社についていない、場合によっては若干お金、雇うこととか、できますので、一応土木一式であればできないことではないのかなと思っています。ただ、どうしても今回近接ということで、軌道への影響もあるので、どちらかというとなんか工事の経験がある会社さんがどうしても。すみません、何者かいるかと思っています、すみませんけれども。
- 委員 陸開がメインであればその手の業者とか、そっちをメインにしているようなところに発注するでしょうし、それはある程度バランスの問題ですね、金額にもよるでしょうしということですね。
- 建設課 今回、JRの近接もあるので、あえて分けなくて全部。そして全体の事業費から見れば、陸開の部分というのは割合がそんなに大きくないということで、あわせて今回は発注したところになります。
- 委員 さっき、敬遠された。JRの隣接というのもあるんでしょうけれども、やっぱり海沿いの工事というのもしやれる業者って割と限られるので、そういう面もあるんじゃないですか。
- 建設課 今回の工事は海上からの施工というのはない工事なんです。ですので、陸からの全部、防潮堤の建設ですので、それはなかったと思います。
- 委員 じゃ余りは関係ない。（「はい」の声あり）そうですか。
- 委員長 あと何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。
- 委員 これは古浦の公民館の隣のところの漁港のところですね。踏切とかあるところ。
- 建設課 そうです、はい。
- 委員 あそこのあたりで、そもそも、先ほどから何度も出ているんですけども、JRの線、目の前走っていますけれども、それで結局どのぐらい、普通の工事と参加の業者さんで違うような感じになってきますか。
- 建設課 これはJRの工事ということで。
- 委員 JRとか、管理者を配置することという要件が入っているので今回少なかったというのもありますけれども、一般的にこれがなければもっと多く参加は来るものですか。
- 建設課 これがなければ、工事そのものはすごく単純なものなので、もう少し、規模からしても大きい工事なので、来ても不思議じゃないかなと思っています。
- 委員 今回一番ネックなのはそのあたりと。
- 建設課 そこが多分。



- 建設課 なければ、普通に5社から10社ぐらいは応募があったのかなと思っております。
- 委員 そのせいで結局、値段というか落札率も高くなったし、業者自体もそもそも応募自体少ないという認識。わかりました。
- 委員 鉄道系は、書類とか本当にうるさくてですね。
- 建設課 毎日朝にJRさんのほうに行って、運行表とか確認して日次報告もありますので、その辺もなかなかきついということもあります。
- 委員 なれていないとなかなか引き受けたくないという気持ちはわかります。
- 委員長 JRのお抱えの工事屋さんというのは、あるのですか。
- 建設課 精通している工事屋さんって、いるんでしょうけども、そちらのほうも今、JRさんでもいっぱい工事やっている中でなかなか空きがなかったのかなと思っています。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。
- 合理的な妥当な理由だということで、ありがとうございました。
- では次、2番目。
- 事務局 すみませんが、ここから事務局から追加でご説明させていただきます。
- 先ほどの審議案件抽出理由というページと、実際の1から10番目まで、業務委託の1から6も含めて、この順番がちょっと前後しております、同じ課が連続して説明するように順番を並べ替えておりました。申しわけございません。案件名をご確認の上、すみませんが進行をお願いいたします。
- 委員長 2番目は、抽出理由のところの2番目のところですね。
- 事務局 そうです。よろしくお願ひします。
- 委員長 これについては高落札と契約変更と指名選定理由の確認ということですかね。はい、お願ひします。
- 建設課 それでは、2番になります。事業名が建30工第007号町道藤ノ巻・大日向線道路舗装工事になります。
- 事業箇所が、松島町竹谷字釜ヶ沢地内。こちらにつきましては砂利等の町道を新たに舗装する工事になります。
- 工事の概要につきましては次ページ、工事の概要が道路舗装工事ということで、面積が314平米、延長が111メートルになります。こちらのほうで、今回につきましては発注方式は指名競争入札になります。
- 指名理由につきましては、本工事は砂利道の舗装工事、工事内容及び規模が比較的小規模

でありまして、町内の業者で十分行える工事であることから、町内の業者を対象に指名競争入札で執行いたしました。

設定につきましては、松島町の工事指名競争入札等入札参加資格基準をもとにしまして、舗装に登録されている者で総合評点が500点以上の者ということで設定しまして、それに合致しました7者全てを今回指名いたしました。

結果といたしまして、入札につきましては6者が辞退になりまして、結果として1者入札となったところになります。

入札につきましては最終的に不落随契になりまして、結果として高落札率になった状況です。

今回の高落札率になったということでの内容につきましては、不落随契であったということと、あと工事が規模的に小規模な部分にありまして、工事費全体に占めます経費のほうもかさむ傾向にある中で高どまりになったものと思われれます。

あと、変更のほうが今回ありまして、変更理由につきましては、すみません、一番後ろのページから4ページ、変更理由書というものをつけさせていただいております。今回の工事につきましては、施工に当たりまして地元の行政区長に対して、通行止めになりますので、そのあたりも含めて内容のほうを説明したところであります。その際に、今回の舗装の終点部、交差点との接続部分で隅切りの部分について、日常の道路の利用で曲がりづらいという話がありまして、そういう話を受けていました。結果として、一部未利用地、未利用の用地があるということで、そこをできる限り隅切り部の舗装を大きくとってほしいという要望が地元のほうからありましたので、現地精査、あと入札先のほうが歩車ありましたので、そちらを使いながら舗装面積を増工したものになります。当初314平米を347平米、33平米増工したものであります。

説明について以上で終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 よろしいですか。すみません、遅刻いたしました。きょう強風のため電車がとまってしまいまして、電車に閉じ込められていました。

入札をして、2回入札したけれども、結局だめだったので不落随契という、その点については納得いたしました。

それで、設計書と業者が提出した工事費内訳書を比べると、差があるのは、交通誘導警備員の人件費とか現場管理費で大きな差があるかなという気がするんですけども、結局、予定価格におさまらなかった原因ってそのあたりかなという気がするんですけども、今、松島町で

はこういった交通誘導員とか人件費ってかなり上がっているという話ですか。

○建設課 誘導員自体は県で定めているものなので、業者に聞くと、共通の単価に対して若干震災後、今の復興・復旧関係の工事がまだ多い中でいくと、実際、実勢と見たときに少し高いという話は聞いています。

あと、どうしても誘導員というのが、うちで工事規模に対して決めているものに対して、施工業者のほうはどうしても実質的、今までの経験上ということでその人数に少し差があるというのが金額に差が出てしまう原因なのかなと思って、特に小さい工事だとその割合も大きくなりますので、今回それで高どまりというか、高めになってしまったというふうに思われます。

○委員 今回辞退された会社のほうからの理由というのは何かコメントはあるんですか。

○建設課 全体的には、技術者が（不足で配置できない）というふうな話。あとほかに工事を抱えているのでという話でした。どうしても、選ぶと言ったら何ですけれども、技術者が限られている中で、ほかの部分、工事のほうを受注してしまうと、そっちが大きいとできないという部分がありますので。

○委員 この変更契約の増額のところの金額なんですけれども、こちらの根拠というか、割合はどうやって決めているんですか。

○建設課 設計変更は、今回ふえた面積の分を再度、内訳書、うちで積算しまして、あとそれに対して原設計と請負の比率の分をその設計書に掛けて出した金額。

○委員 そのふえた分の比率みたいな感じ。

○建設課 設計書でふえた金額に対して、入札した金額と予定価格の比率の分を掛けたような感じです。

○委員 確かにこれ、ないから、すみません。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 この工事そのものの話ではないんですけれども、一覧表の中に道路工事関係、不落というのが2つ、番号で言うと20番、21番という話ですけれども、これを見ますと、道路関係、1億とか2億ぐらいだと2者ぐらいの入札参加者あるんですけれども、不落になったやつというのは工事費としてどのぐらいだったんですか。おおよそでいいんですけれども、額は。

○建設課 20番は、これが800万ぐらいです。これは結構、不調続きで、小規模で業者がつかまらなくて、夏ぐらいからやつと。下のも300万ぐらいという。どうしても少額だと。

○委員 やっぱ少ないとだめなんですね。（「はい」の声あり）

○委員 これ、まとめて発注とかはできないんですかね。

○建設課 一応、予算の、これが今回の分はどうしても予算的にこれしかなかったんで、ほかとできなかったんですけれども、あと先ほどの20番とかというのは何本か予算的に分かれていたものを、分けて何度か入札してもだめだったので、最終的にちょっと。それでも予算内、800万ぐらいというふうに、ぎりぎりまでそれを足していった中でもそういった高どまりになっていて、もっとほかとの、どうしても予算の執行上、足せるものというのいろいろ限界があるので。

○委員長 ございますか。

でも、余り不落が続いて、いつまでやらなくてはいけないかってという、ですよ。町長は明石市長みたいにそんなひどいことは言わないんでしょうけど、何やっているんだって怒られたり余り長引くとあれですね。被災者の生活に直結するんでしょうから。

これは、先ほどの20番、21番の不落なんかはまた新年度といいますか、新しい10月以降でも。

○建設課 そういった場合、設計書を組みかえしてすぐに出すケースとか、あと範囲を広げてもう一回出すケースとか、先ほど言いましたけれども、ほかの事業とくっつけられるものはくっつけて少し大きくして、もう一回再入札、再契約に付するとかそういった工夫しながら、新年度ということではなくて、今年度に全部発注はしておるところであります。

○委員長 ありがとうございます。

あと何かございますか、委員の皆さん。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

泉田先生、審議案件の抽出理由とか、一番最初のページのところに書いてあります。ちょっと順番がここのつづっているのと違います。（「はい」の声あり）

次3番目が、抽出理由としては、分割工事になっているということで、その辺の理由を中心に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは3番、事業名、建30工第026号農道北小泉幡谷線舗装補修工事になります。

こちらの工事につきましては復興交付金の事業になりまして、復旧・復興関係に伴います大型のダンプトラック等の通行がふえたことによりまして、町管理の農道のほうが激しく路面が損傷している状況にあります。その補修を復興庁と協議しまして補助採択を受けたところで、当初予算じゃなくて、7月の補正の中で予算化しまして発注した工事になります。

こちら、農道のほうの路面が激しく損傷していて、通行車両のタイヤのパンクとかあと飛び石ということで、町に対して事故の苦情とかが多く寄せられていた道路になります。こちら何

とか早くそういった事故解消をということで、今回、予算化した中で年度内に早急に工事を完成したいということで、事業的には1本ということで、3キロ、長い距離を一括して事業予算化はしたんですが、それを全部一括して発注してしまうと工事期間が長期にわたるということが、いろいろ工程とか聞いてみるとなることから、今回、年度内で完成するようにということで3本に分割して今回発注したことになります。

今回の入札方式は3本に分割して条件付き一般競争入札ということで、参加条件につきましては、県内に本店及び工事請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること。平成30年7月31日現在になりますが、総合評点が800点以上の者ということで今回募りまして、入札申請申し込み者が9者、参加者が1者辞退がありまして、8者のほうで入札に付したところになります。

入札につきましては第1回で落札しまして、結果として74%という落札率になっています。

○委員長 これについて何かご質問等ありますか、委員の皆様。

○委員 松島町の場合、最低制限価格の設定の基準がほかの自治体に比べて少し低めになっているというところがあって、それで今回の工事のように額が大きくて、入札参加業者が多い場合には74%という落札率になったと思うんですけども、この70%台の落札率で過去に何か品質が悪いとかそういう意味で問題って起きていますか。

○建設課 なかったと思っております。

○委員 今のところはこのぐらいの落札率でもきちんと工事はできているというふうにも考えても大丈夫ですか。

○建設課 大丈夫です。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 どうぞ。

○委員 今回この補修工事なんですけれども、復興道路関係、ダンプトラックとかが多く通ることによって早期に劣化したということで補修が入ると思うんですけども、現時点ではトラック等は入っていないんですか。

○建設課 今、復旧関係、一時期より数は減っています。ただ、一時期多かったのが土砂の運搬があったんですけども、それはほぼ減ってきたんですが、どうしても内陸にある採石場からとか資材を載せた工場から海沿いの石巻市さんとか東松島市さんの現場に行くダンプというのはやはりまだあるというふうに。

○委員 はい。結局、直してもまた同じように再劣化といいますか、同じような状況であれば

そこにお金をかけてもまた悪くなるのかなというところはちょっと心配がありまして、それに対して地盤をもう少し強化するとか、そういうふうな検討とかはされなかったんですか。

○建設課 まず、復興事業のピーク時よりは台数は減ってきているのかなということで今感じておりまして、実際、数も減ってきて、今年度終わればかなり少なくなるのかなと思っておりません。

あと、地盤の強化については路上再生路盤工があるんですけども、もともとこの路線は表層が1層で、あと上層路盤、下層路盤とあったんですけども、上層路盤と舗装も一緒にセメント攪拌、砕いてセメント攪拌しまして施工すると。あとその上に表層工をやるということで、実際には2層舗装と同じぐらいの強度を持たせるように設計しておりますので、強度自体は大丈夫だなということで考えておりました。

○委員 じゃいいですね。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 この3つの工事、分割してやったわけですけども、結果として〇〇〇さんが2つ取りましたよね。〇〇〇さんは1つとってほかは辞退したので、これが対応できる、1つしかできないということで辞退したのかなというのは何となく気がするんですけども、〇〇〇さんは2つとったということになると、結局、分割して工事早く終わらせようとすると同じ会社でとったというふうに、どの程度まで分割するかというの、どの程度の額でやるのが妥当だったのかというのはどういうふうに考えたらいいんですか。

○建設課 分割する基準として、今回その工事、落札してから年度内中に終わる。終わるだけの工事規模ということで、今どういうふうに定めるかというのは、ほか県内で同じような工事をして初めに進んでいるところがあるので、そこの受注している業者さんのとかに、日当たりのどれだけの施工ができるかという聞き取りはしています。それをもとにして見たときに、今回の工事規模であれば何とか年度内に終わらせられるということを検討しまして3本に分けたという。

今回、〇〇〇さんが確かに2本はとったんですけども、おのこの現場代理人さんというか、技術者が別に設定されていますし、結果、2本やって、〇〇〇から見ればその期間で終わるものということで落札に至ったのかというものとうちとしては考えています。

○委員 逆に言えば、現場代理人が1人、要するに1工事単位しかやらなかった場合に、期間から逆算して5,000万程度のやつしかできないと。要するに現場代理人が1人として仮定した場合にこのぐらいの規模が妥当だろうということで。

○建設課 結局は3パーティ入れないと、3月中に全部終わらないというので3つに分けたという形に考えております。

○委員 なるほど。そういう工期の関係。それがたまたま〇〇〇さんの場合は2パーティ対応できた。なるほど、そういう考え。

○建設課 2パーティ入れて2つとったという形になっております。

○委員長 今回七十四、五%で落札率がおさまっているから結果オーライといいますか、仮に全部やったとしても、そこそこ安くなったとしても余り変わらないだろうと。これが、でも9割、90%とかになっちゃうと「えっ、じゃ一括発注したほうがよかったんじゃないか」とか、工期の面もあるにしても、そういった問題も出てくるんだろうな。そのときに、どうしてその選択をしなくてはならなかったのかというのはやっぱり経済効率といいますか、それ以外に工期の問題というんでしょうかね。そこはもし、どうしても。やっぱり難しいんですかね、交付金で延長させるというのは。

○建設課 延長させること自体はですけども、今回は道路管理上、そういった事故が多くなっておくのをそのままにしておけなかったというのが一番大きいと思います。

○委員長 緊急性の観点ということですよ。（「はい」の声あり）やっぱりそういったところを前面に押し出して説明するということになりますかね。（「はい」の声あり）わかりました。あと何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

工事のほうは最後4件目です。こちらも同じですか。（「違います」の声あり）同じケンでも健康の健でした。建設の建と健康の健と同じに見えちゃいました。すみません。

○健康長寿課 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひいたします。

こちらの案件については発注形態といいますか、1者入札、条件付きながら1者入札となったものですから、その条件の理由等について、あるいは1者になった理由についてを中心にご説明をお願いいたします。

○健康長寿課 それでは、健30工第001号松島町健康館屋根漏水改修工事についてご説明申し上げます。

1者入札に至る経緯につきましては、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店またはということで条件付きの一般競争入札にしております、該当する業者が33者ほどございまして、町内でも5事業者がありましたので、今回応募が1者だったのは私たちもちょっとびっくりしたんですけれども、繁忙期に当たったのかなと。

この健康館はこれまでも何年か置きに改修工事を繰り返してしまして、町内業者さんで何者かその改修工事をした業者さんもあるものですから、その業者さんが応募してくるだろうと思っていたんですが、皆さん忙しかったのか、結果的に塩竈の業者さん1者だったということでございます。

○委員長 理由としてはよくわからないというか、なかなか、ということのようですが、委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。

○委員 これ、今の話ですと、何年かに同じような内容でやっているということなんですけれども、前はどのぐらいあった。

○健康長寿課 前の年にまずシロアリの被害調査をしております、町内の業者さんにさせていただいてまして、その業者さんも今回応募がなかったんですね。もともとが明治の松島駅だったものを、払い下げを受けて診療所として改修し、それを昭和38年に診療所として開設したものを、経過が長くて申しわけございません、平成4年に健康館という今の建物にまた改修し、その後に地震とかも何回かありましたので、老朽化に伴って何度か改修工事してしまして、一番近いところでは22年、23年、24年ということで部分的に改修工事を繰り返してきた建物でございます。

○委員長 築何年になるかという。

○健康長寿課 具体的には、最初の明治の建物なので120何年……。

○委員長 まるで東洋館のみたいな、110年とかと言っていますから、木造の、杉の建築でね。

○委員 これは小まめにちょこちょこ直しているみたいなんですけれども、根本的に今の歴史的価値があるから残しているみたいな、そういう話なんですか。

○健康長寿課 診療所を閉鎖した後に健康館として改修して、それを健康館दैってदैサービスに今指定管理しております、利用者さんもあるものですから、安全面を配慮する必要があるということで、何年か置きに改修改修というか、してきています。

○委員 根本的な建て替えみたいな計画とかはないんですか。

○健康長寿課 根本的に建て替えしますと、かなり費用もかさむので、そこも今検討課題になっているところでございます。

○委員 建物自体が価値あるようなものじゃないんですか。

○健康長寿課 いや、別に文化財にはならないと思うんです、何回も改修していますので。ただ、駅舎の形は何となくかわいく残っているので、地元の方の愛着がありまして。

○委員 耐震的には問題はない。



- 健康長寿課 耐震的には、東日本大震災のときも地震による大きな被害はありませんでしたので、今回の改修に至っては一級建築士さんに中を見ていただいて、特に西側が雨漏り、漏水で壁面の改修、シロアリ改修とあわせて必要だと。そこを補強しないと建物の安全性ということで、建物が一番雨が当たる西側部分ですね、そこを中心に今回したものでございます。
- 委員長 あと、こちら変更工事あったようではすけれども、変更工事の理由についてちょっと説明をお願いいたします。
- 健康長寿課 変更工事につきましては、枚数が多くてあれなんですけれども、後ろから6枚目あたりに変更理由書をつけているんですが、当初の設計では、西側の外壁の梁より下の部分と、屋根の雨漏り箇所の部分改修を予定していたんですが、実際に西側の外壁解体したところ、想像以上にその上の部分の柱の腐食等もあったのであわせてしないとだめだということで、部材交換が必要になったため変更契約でその部分もしたものでございます。
- 委員長 入札するときとか、入札業者は現場とか見ないんですか、参加する人というのは。
- 健康長寿課 地元の業者さんも含め、現場を何者かは見に来たんですけれども、ただ、やっぱりあけてみないと。
- 委員 剥がさないと中の状況というのはなかなかわからないので。
- 健康長寿課 前年度のシロアリ調査も全面をめくってはいなかったものですから、思った以上に上まで行っていたということがありました。
- あともう1点追加していいですか。
- 委員長 どうぞ。
- 健康長寿課 これが先ほど言った指定管理のデイサービスをやっているんで、そのデイサービスを休むわけにいかないものですから、お昼休みもお年寄りの寝ている時間に合わせてとられたり、音の出る工事を日曜日にしていただいたりというあたりがもしかすると地元の業者さんにはちょっとタイトだったのかもしれないです。
- 委員 今回1者だけというのは想定外というお話だった。
- 健康長寿課 想定外です。
- 委員 今後同じようなのがあるとして、毎回1者ぐらいたとさすがにと思うんですけれども、条件としてはこういう、郡と塩竈と多賀城市という限定はあるんですけれども、それを例えばもうちょっと広げてとか、そういうのは全然。
- 健康長寿課 これまでの改修工事、何回かは地元の業者さんがやっけていただいていますので、たまたまほかの何かと一緒に、もともと宮城郡、塩竈、多賀城市で総合評定値400点以上が

33者もありますし、地元も5者もあるものですから、できればこれまでやった地元の業者さんがしていただくのも地元の産業育成としていいと思うんですが、余り広くするほどの額の工事でもないのと、やっぱり余り遠いところだと何かあったときの、デイサービスをやっているながらの工事なので、やっぱり対応が早いということで、余り遠いところは選択しておりません。

○委員長 あと説明書の中で、4月に一回入札したんだけど不落で設計見直ししましたとあるんですけれども、具体的にどういった見直しを行ったんでしょうか。

○健康長寿課 設計を見直したんですけれども、屋根の雨漏り改修の。

○健康長寿課 そうですね、雨漏り改修。1回目の入札で不落になってしまったところなんですけれども、実際、そのときの設計額というところがございまして、それでは余りにも狭い範囲での工事だったのではないかということで、雨漏りの改修箇所であったり、あとは、柱の改修箇所とかを見直しまして、実際必要だと思われるところを設計をふやしたところです。

○委員長 拡大されたんですか。（「はい」の声あり）当初はもっと100万だとか、そんな感じだったんですかね。（「はい」の声あり）

あと何か委員の皆様、ご質問ありますか。これは1者ですね、競争入札になった理由としては、よくわからないという、確かな理由はですね。結果的に応じてくれる。木造ですよ、これね。（「はい、そうです」の声あり）それもあるんですかね。

○委員 変な話ですけれども、ヒアリングみたいなのはできないんですよ。「今回受けてもらえませんでしたけど」みたいな。

○健康長寿課 前年にシロアリ調査に入って、前にも改修工事をした業者さんには聞いたんですが、発注がいろいろ重なっていて動きとれないと言われてまして、これがデイサービスやりながらなので、日曜日を中心に工事というのは難しいと言われてまして。

○委員 働き方改革からいくとちょっとあれですね。

○健康長寿課 そうですね、多分そうなんだと。

○委員長 恐らくその辺が理由かというところですかね。

あと委員の皆様、何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

○健康長寿課 ありがとうございます。

○事務局 すみません、工事と業務委託の間ではあるんですが、次の業務委託の1件目というのが同じく健康長寿課の案件でして。よろしいですか。

○委員長 じゃ業務委託の1件目。これは資料差しかえがあったんですか。

○事務局 失礼しました。業務委託に関しましては、発注事業一覧表という表が9ページについているんですけども、これが印刷の失敗によって、皆様におつづりしたものが5ページぐらいしかないんです。その残りを含めたものを改めて印刷させていただきましたので差し替えをお願いいたします。

○委員長 はい。9ページあるのに5ページしかないということですね。

業務委託につきましてはお手元の資料、赤のインデックスの審議資料というところに、業務委託については、理由が高落札、あるいは1者入札、随契、変更契約ということを理由として抽出しておりまして、「健」のやつはこのリストの2番目ですね。松島町健康館の浴槽ろ過ですかね、1番目のやつはね。これについては高落札率であると、100%ということですので。ということと、あと随契になっているということの理由。高落札率と随意契約の理由を中心に説明をお願いいたします。

○健康長寿課 では、健30委第095号松島町健康館浴槽ろ過装置保守点検業務委託についてご説明させていただきます。

こちらの業務につきましては、松島町健康館に設置してございます循環浴槽ろ過装置の点検を実施するものです。年2回の定期的なろ過装置の清掃及び点検を行いまして、浴槽の衛生管理の徹底を図るものとしております。

高落札になりました理由につきましては、こちらは前年度の業務実績を踏まえまして2回のメンテナンスに係る費用につきましてを予算計上しておりまして、そちらの設計額と合わせて今回の見積もり業者、指名業者がありますけれども、そちらの落札の価格が同額となってしまうため100%となったものでございます。

こちらの理由につきましては、前年度の実績から積算しているところがございますので、その費用につきましてなんですが、こちら実施するに当たりまして、先ほども改修工事のところで申し上げましたとおり、デイサービス事業所となっておりますので、浴槽のろ過点検装置につきましても点検はデイサービスがお休みの土日しかできないというところがあります。そちらに係る出張費用であったり作業員の手配であったりとかというところで、なかなか引き受けくださる業者さんも少なくなっておりましたので、そういったところも踏まえての見積額となったと思われております。

随意契約の理由につきましては、こちらの業務の設計額が松島町財務規則第100条の2、1項で定めます50万以下ということでございましたので、給排水・衛生設備で入札参加資格

登録者のうち宮城県内で事業所を有する業者のほうから見積もりを徴しまして随意契約とさせていただきます。

○委員長 見積もりはこれで何者。

○健康長寿課 今回、3者から見積もりをいただいたんですが、1者が会社の都合で対応できかねるということで辞退届が出ましたので、最終的に見積もりは2者からいただいております。

○委員長 はい。調書にもう1者、〇〇〇というのが41万ですか。（「はい」の声あり）わかりました。

これについて委員の皆様、何か質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、ちょっと見て「うーん」と思ったのは、この委託設計書のほうでつまり金額が出ていて、金額がわかっているという状況で〇〇〇さんのほうでは同じような同等の持ってきたと。ただ、一方では〇〇〇さんがこのぐらいの金額でドンと持ってきているということがよくわからなくて、初めからやる気がないとか受ける気がないというような感じのイメージが初めから見えているんですけども、ちなみに去年はどの会社が担当されているのかなんとか、あるんですか。

○健康長寿課 昨年度も同じ〇〇〇さんのほうにお願いしております。

○委員 そうなんですね。

○委員 すみません、町のこの業務に関する入札参加登録業者が3者ということですね。

○健康長寿課 給排水衛生設備で宮城県内の登録業者は6者ございまして、昨年度なんですが、そのうち3者が対応できかねるということで辞退をされております。今回は残る3者のほうを指名させていただきました。

こちらなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、土日での作業をという部分がございますので、改修工事もあわせてなんですけれども、どうしてもそういう作業の制約がありますので、そういった部分で対応できかねるという業者が多かったのではないかというふうにこちらでは考えております。

○委員 登録業者がもともと6者なんでしょうけども、実際にこういう業務をやれる業者、もっとほかにはないんですかね、登録していないだけで。登録すればもっと範囲もふえるということは考えられませんか。

○健康長寿課 ふえるかもしれませんが、町としては登録した業者にしか見積もり依頼を出せないのです。

○委員 それはそうなんですけれども、ただ、登録自体は簡単にと言ったら変ですけども、

町に届け出を出せば登録業者にはある程度所定の手続をすればとれますよね。

○健康長寿課 だと思います。

○委員 そうすれば、こういうふうには本当に限られているんだったらもう少しこう

○健康長寿課 あと、こちらのろ過器なんですけれども、つけ加えさせていただきますと、○○○というメーカーのものでして、28年度にろ過器のポンプ自体が故障いたしまして、神奈川県川崎市のメーカーなんですけれども、結局メーカーから出張して直していただいたという経緯がございます。そのときに、平成14年製のもので大分老朽化しているので、ろ過器のメンテナンス自体をしていただく作業員の方というのが、なかなか難しいのではないかというふうなお話もいただいております。それで県内でそういう実績のあるところを指名させていただいているような経緯もございます。

○委員 もととのメーカーさんから宮城県内で対応できる業者さんを紹介してもらったと、それがこの登録業者の中に入った。そういうことね、そうかそうか。じゃしようがないな。

○健康長寿課 今回落札した○○○さんは、保健福祉センターのほうのろ過装置の作業のほうも落としていますので、つまり1カ所だけじゃなくて松島で2カ所とかということでこの金額でできるのかなって。片方が倍の値段だったので、土日来るとこれだけかかるのかと思ったんですが、うちのほうで所管している高齢者の利用するふれあいの湯もこちらがやっているものですから、それもあるのかなと。

○委員長 そうかもしれないですね。

あと何かご質問ございますか。よろしいですか。

高落と1者随契の理由としては妥当かなというところかと思えます。よろしいでしょうか。

では結構です。どうもありがとうございました。

○健康長寿課 ありがとうございました。

○事務局 先ほど委員さんからお話しあった登録業務の件なんですけれども、うちのほうで随時登録というものをしていなくて、年に1回、決められた期間だけというやり方をしているので、例えばふやしたいというときでも「登録してもらえませんか」となかなか簡単にちょっと。

○委員 それはそうですね。

○事務局 市町村によっては随時登録可能にしているところもあるんですが、うちのほうでやっていたので。

○委員 何か特殊な業務とかあって、登録業者になっていなければ、例えばいろいろ見積もりとったりなんだりしている間にその業者さんが、業者さんに出してもらわなくてはならないん

ですけれども、町の仕事をやるんだったら登録業者の手続お願いしますみたいな、そういうことはありますよね。

○事務局 そういうこともあります。それで例えば来年度以降もこういう業務ある可能性あるので、ぜひよかったら登録いただけませんかみたいなというお話とかは。

○委員 あるんですね。

○事務局 営業に来られたときとかもお話はさせていただいております。

○委員 わかりました。

○委員長 休憩しますか、1時間経過したので。45分まで休憩いたします。

(休憩)

○委員長 どうも、ではお願いします。

○産業観光課 よろしく願いいたします。

○委員長 よろしくお願いします。

業務委託2番目の案件で、松島町観光施設Wi-Fi環境保守委託業務ということで、ピックアップ理由が、随契の理由と契約金額が妥当かを確認したいということで、その随契の理由についてを中心にご説明をお願いいたします。

○産業観光課 それでは、説明のほうをさせていただきます。

まず、事業概要につきましては、事業名が観30委第016号松島町環境施設Wi-Fi環境保守運用業務委託となっております。

2番目の随意契約理由につきましては、本業務については導入した機器が〇〇〇のもので、クラウドサービスを利用するシステムとなっております。そのため保守運用についても他者で実施することは難しいため、1者随意契約により手続を進めております。

手続経緯につきましては、平成30年4月1日に契約をしております。

金額につきましては、設計金額が67万3,920円、一番下の段、落札率については100%となっております。

5の契約の相手方につきましては、〇〇〇となっております。

事業主管につきましては、産業観光課観光班です。

説明のほうは以上となります。

○委員長 委員の皆さん、ご質問等お願いいたします。

- 委員 これは〇〇〇ですね。
- 産業観光課 はい、そうです。
- 委員 結局のところ随意契約の理由にもなっていますけれども、ほかの会社だと対応が難しいということなんですかね。
- 産業観光課 そうですね。基本〇〇〇さんのシステム、電話でもそうですけれども、所有業者がほかの業者の回線を使って電話ってできないものなので、それと同じような形で、W i - F i のシステムについても、他者の業者さんがクラウドサービスを利用した内容の部分までメンテナンスするというのは難しいものになります。
- 委員 ほぼ、そうすると選択の余地は余りないと。
- 産業観光課 ないと私たちは考えております。
- 委員長 私もよくわからないんですけども、こういったW i - F i、ハードの面といいますか、やる業者は何者ぐらいあるんですか。
- 産業観光課 ハードの業者につきまして、私たち把握できないぐらいの数があります。今ですと、パソコンの業者さんだったりとか一般の〇〇〇さん、〇〇〇さんとかも製造しておりますので、何者かまではきちんと把握はできないんですけども、限りなく多い業者さんがハードの製造はしておるものと思っております。
- 委員長 結局、この会議室の横のところにも、松島町のW i - F i 使用できるあれという、それにかかわるという感じですか。
- 産業観光課 庁舎の部分はまた別になるんですけども、今回のこの設備につきましては、観光地域にある5施設のW i - F i の設備になっております。
- 委員長 はい。そこのところに〇〇〇さんのものを入れた時点で、その保守運用は、ほぼ自動的にそちらとせざるを得ないという状況ではないんでしょうかね。
- 産業観光課 そういう内容だとこちらのほうでは考えております。
- 委員長 ですよ。だとすれば、そういうシステムを導入したときに保守設備契約も一体で発注すると、つまり複数の業者にも発注するとすればですね。エレベーターもよく比べるんだけれども、エレベーターの保守なんかはそのメーカーだけじゃなく、実はほかのメーカーとか、あるいは保守点検専門の業者も入れるように、技術開示だとかそういうことをしているということを知っているんですが、W i - F i についてはどうなのかなんですけれども、どんなものなんでしょうかね。
- 産業観光課 エレベーターにつきましては、建築基準法などでも定期点検の数も実際決まって

いるものになるんですね。W i - F i の施設につきましては、どちらかというとな人的なメンテナンスというよりは、何かトラブルがあったときにはネット回線使った保守も、今回この保守には含まれております。そういう内容になっているものですので、なかなかほかの物理的なメンテナンスとソフトを合わせたメンテナンスというのは一概に同じような作業というのとはできないものと考えております。

○委員長 ですから、逆に言うと、やはりこのシステムの導入を決めたとき付随的にといたしますか、ほぼ必然的にこの保守業務というのがついて回るので、その辺の契約のやり方を考えてみるという。要はこれ言い値ですからね。

○産業観光課 そうですね、はい。

○委員長 ですよ。言い値なので、というふうに思うんですが。

○委員 すみません、最初にシステム入れるときは何社ぐらいあるんですか、〇〇〇以外。

○産業観光課 基本的には、今、W i - F i の設備は一般家庭などでやっている業者さんの数ぐらひはあるんですよ。〇〇〇さんだったり〇〇〇さんだったり〇〇〇さんみたいな形のところは回線持って今使われているので、その事業系として出せるところは事業参加が可能だと思っています。

○委員長 ですから、これについてはシステム導入の際の一体で発注するということの可否を検討していただければなというふうに思います。

○委員 3年契約とかなんかでそういう長期のやつってできないんですか。どうせ機械的に毎年やらなくてはならないですよ、4月1日。

○産業観光課 そうですね、今言われているように、多分設備入れるときに、何年かの保守を含むような形の契約というのを検討していきながら進めるということは可能だと思います。

○委員 そのときやればよかったんでしょうけど、もしこういうふうにやるんだったらね。例えば単年度じゃなくて、せめて事務手続を簡単にするために例えば3年とか、毎年やるんじゃなくてということ。今からでもできることはあるかなという気もするんです。

○産業観光課 次回、更新時にその更新も含めた長期継続契約の検討というのは、入札参加資格申請登録業者にある中で検討してみたいと思いますので、ご意見のほう参考にさせていただければと思っています。

○委員 ちなみに年度を越えてもそういう契約って、今年度の予算で3年分ぐらいの契約というのは可能なんですかね。

○産業観光課 いや、予算の契約書というのは一体なので、予算のほうで長期継続契約分の契約



を担保しなければならないものというふうに認識しています。

○委員長 その都度、だから予算とらなくてはいけないけれど、一応契約をしたらば、その分は町を信用してちょうだいということで。

○産業観光課 そうですね、はい。

○委員長 あと何かございますか。はい、どうぞ。

○委員 これは観光の施設、公民館とか 何かそのあたりのやつなんですけれども、これは結局このここだけというのは、観光課の担当というか、だからここだけということ。

○産業観光課 私たちの所管している施設がこここのところになります。

○委員 ほかでもいろいろWi-Fiは、当然役場含めてやっている。

○産業観光課 役場も含めて、県でやっているみやぎWi-Fiというものもありますので、何か所かで整備しているものはあります。

○委員 そこはまた別契約。

○産業観光課 別になります。

○委員 そこってどこがやっていらっしゃるんですか。

○産業観光課 町で発注しているものではないので、そこまでは把握していません。

○委員 もう予算も完全に別個の感じになっていると。

○産業観光課 そうですね。

○委員 なるほど。そこを一括でできればもうちょっとなんて思ったりもするんですけどもね。

○産業観光課 そうかもしれないですね。

○委員 わかりました。そこは管轄のほうでやると。

○委員長 どんどん今Wi-Fiが広がっていきまして、特に外国人の方が来た場合にはマストという感じですね。（「そうですね」の声あり）今後重要性がどんどん高まっていくだろうと思いますけれども、はい。わかりました。

じゃ、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○産業観光課 ありがとうございます。

○委員長 よろしくお願ひします。

3番目は、地上デジタル放送無線共聴施設の保守点検業務委託と。これは随意契約になっているので、随契の理由というところを中心に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、管30委第024号地上デジタル放送無線共聴施設保守点検業務委託となります。

こちら、業務の概要としましては、町内の4地域の地上デジタル放送の難視聴区域の無線共聴設備の保守点検が主な内容となります。

あと随契の理由につきましてですけれども、本業務は、電波法というものを遵守して情報通信行政を管轄する総合通信局などとやりとり、連絡調整ですね。また、障害時、台風とか停電時などに復旧や対策などを行うといった特殊な業務内容となっております。それらの業務を行う上で経験や知識が重要であり、全国的に実績のある〇〇〇と1者随契をしたものです。

また、加えて、ことし30年度は5年に1回の無線局の免許の更新年となっておりますので、こちらも重要な業務内容となっていることから随契とさせていただきました。

以上です。

○委員長 何かご質問、委員の皆様。

○委員 要するに対応できる業者は1者しかいないということですか。

○建設課 今現在は、町の登録上は1者しか私たちは確認できず、宮城県内のほうでこのような地上デジタル放送の共聴施設を持っているところが、松島町と栗原市の組合はあるんですけども、そちらも同じく〇〇〇になっている状況です。

○委員 東北通信局のほうからここというふうに指名されたというか、そういう感じでもないんですか。

○建設課 一番最初に設置するとき、この会社はつけているんですけども、東北通信局並びに総務省のほうの指導とかがあったと聞き及んでいます。

○委員長 〇〇〇って〇〇〇と何か関係があるんですか。

○建設課 関係はありますね。

○委員長 ですよ、地デジ対応で。

地デジというのは総務省だけが独占でやっている作業なんじゃないかな。ちょっと私、余り詳しくわからないんですけども。

○建設課 もともとは国策でありますから、その頭になっているところが総務省ということで、通信行政とかを管轄しているところも総務省なので、そう捉えておりました。

○委員長 ただ、やっぱり一般事業会社にも、例えばこういった業務についてできるように開放していかないと、特殊な関係のあるところばかり使ってしまうのでは天下り先とかそういった問題になりますから、そんな明らかなことはしないだろうとは思うんですけどもね。

あとそれ以外に何社か、こういった保守できる、点検業務できる業者さんっていらっしゃるんですか。

○建設課 東北6県までこの施設がある自治体を調べますと、各県大体2から3市町村ぐらしか持っていなかったです。松島の場合も地域的な特性という面で、山を背負ってるとかホテルがあるとかそういったのが該当してくると当たるものですから、今後こういう、まだうちの町のほうに「私のところできます」という話なかなかないんですけれども、31、32年度って入札登録もありますので、そちらの実績とかも見ながら、あればなと思っているところです。

○委員長 ですから、一般的な難視地域というのは、ケーブルテレビのところでもカバーしてきて、今でも。でも、こうやって中継局の設置ですかね、そういったので共聴というのでの対応もあるんでしょから、確かに業者がやろうと思ってもパイが少なければ何もそこにと、○○○は絶対に必要だから、そういうことをできるのをあらかじめ用意してということなんだろうけど。

○委員 万が一、○○○さんに何かあった場合に対応してくれるところというのはないような状況なんですかね。

○建設課 ○○○が、今回は仙台、東北の支社ですけども、全国的なところですので、○○○の中にもさらに下に多分業者はいると思いますので、そことかを使っていくしかないのかと思うんですけども

○委員 情報を集めておいたほうはいいなとは思いますが、何やるかわかりませんので。  
(「はい」の声あり)

○委員長 あと何かご質問ございませんか。

これが今4K、今度8Kとかいっぱい出てくると、またニーズも、という料金もまた上がってくるんでしょうかね、新しくそういったなれば。とにかく今現状としてはここを使わざるを得ないということですかね。でも、逆に言うと100%の受注になってもおかしくないというところがあるんですけども、96ですか。

○建設課 この96に関しては、こちらでも調整しているわけじゃないからなんですけれども、値引きというのがあるみたいで、そこで若干。

○委員長 シュッセイ値引きですね。お値引き、改め、合計で。はい。わかりました。  
よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

○建設課 ありがとうございます。

○委員長 4番目は、漏水調査業務の委託で、抽出理由が1者入札ということと条件付き一般競争入札でしたが、1者入札になった経緯等を中心にご説明をお願いします。

○水道事業所 それでは、審議番号4番につきましては、上30委第073号漏水調査業務委託で、1者入札に至る経緯及び理由及び契約金額が妥当か確認したい案件となっております。

本業務につきましては、町内全域の水道管の調査を行い、漏水箇所の早期発見を行うため、毎年実施しているものであります。

入札参加条件として、宮城県内に本店または請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること、過去5年間に国または地方公共団体が発注した漏水調査業務を元請として履行した実績を有していること、配置技術者として技術士または技術士補及び給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できることとし、条件付き一般競争入札で発注したところ1者から申し込みがあり、入札を実施しております。

1者入札となったことにつきましては、同種の登録業者が県内で13社ほどありますが、調査の範囲が町内全域のため、調査者の数も多く必要なことから、他の市町村で同様の業務を受注している場合、配置できる技術者も不足したり、調査箇所が複雑な場合は利益が上がらないと判断し、なかなか応募してこなかったのかなと思われます。

契約金額につきましては、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対比した積算内訳書を提出していただくことから、入札後に各種別ごとに設計書と比較いたしました。結果といたしましては、直接的な業務については、ほぼ労務費ということもあり、若干の増減はありますが、経費の部分で設計額より安価になっており、諸経費を企業努力などにより見積もりをしたと思われます。その結果として落札率が96%になったものと思われます。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何か質問等。

○委員 今回は〇〇〇さんが落札したわけですがけれども、過去の実績としては、昨年とか一昨年とかも同じ業者だったんですか。

○水道事業所 そうですね、はい、〇〇〇さんで受注しております。

○委員 そうすると、事実上、毎年〇〇〇さんで、という感じになっちゃうんですか。

○水道事業所 そうですね、いろいろお話、雑談的に聞いたんですけれども、そうしたらやっぱり、各市町村のエリアの精通度合いとか、あと漏水調査ということもありまして、音による調査ということもあるので、その辺で例えば国道近くだったり、そのほかの若干家が張りついていないようなところもありますので、その辺で精通度合いによって若干業者さんによって敬遠

するというお話もちらりとは聞いたことがあります。

○委員 周辺の自治体もそれぞれ特定の業者が張りついている状態になっているんですかね。

○水道事業所 いろいろお話だけしかないんですけども、〇〇〇さん、別な市町村でとっているところもあるとは聞いております。あとはほかの業者さんでとっているところもあるということではお話は聞いていません。

○委員 結局、水道管等がどう配置されているとかという地図があって、そういうデータがあって、どこをどう調べるという実績があるんで多分やりやすいと思いますし、新しい会社が入ってくるとなると、結構そこら辺ゼロから始まるわけですよ。

○水道事業所 その辺の精通度合いというか、そんなので。

○委員 一回やった者のほうが有利になっちゃうとかですね。

ちなみにこれは音だけなんですか。

○水道事業所 音が一番メインにはなってくるんですけども。

○委員 空洞調査みたいなのはやられないんですか。

○水道事業所 空洞調査はやらないですね。ロガー調査とかで、音でとれないところはロガーつけて24時間監視したりという調査はしております。

○委員長 あとは、実績ですよ。結局、どうなんですか、この業者さん、何か所ぐらい見つけてくれたかというところなんですけども。

○水道事業所 今現在なんですが、町内全域を漏水調査かけまして、27件。

○委員 ちなみに、水道管等を設置してからどのぐらいの年数たつんですか。

○水道事業所 場所の路線によってさまざまなところはあるんですけども……。

○水道事業所 一番古いやつですと、昭和40年代からスタートするんですよ。

○委員 じゃもう50年過ぎていますね。

○水道事業所 前は、簡易水道という時代がございまして、各地域ごとに水道をやっていた時代から、ある程度規模が大きくなれば今度水道事業となるんですけども、簡易時代から財産を引き継いで我々水道事業をやっていますので、古いところですよやっぱり昭和40年代の資産を受け継いでやっていますので。

○委員長 宮城県が水道事業を民間にというお話聞いていますけれども、松島町はそういった影響というか。

○水道事業所 宮城県が行っているというのは、あくまでも上水と言っても、我々末端市町村に供給するための管路を持っていること、あと工業用水ということで、一部の事業者さんにお水、

あとは下水道事業、このあたりだと仙塩流域とか、そういった部分が三位一体となると。

我が町ですと何が影響するかというと、県から水を買うときの料金、これに影響してきます。要するに三位一体になって、上水道とかの施設関係も3つのものを1本にするわけですので、県のほうとしては提供できる料金は下がりますといったお話は受けております。

○委員長 結局、水道管を所有するのは今までどおりという、県さんのほうでね。

○水道事業所 はい、そのとおりです。

○委員長 だから、こういった点検だとか供給だとか、あと料金徴収も含めてですかね、そういったところを民間にという話ですよ。

○水道事業所 はい、そのとおりです。

○委員長 もし仮にうまくいくと、それも市町村レベルまで落としてはどうだというのが出てくるんじゃないかな。

○水道事業所 今のところそこまで具体的なお話はされておられません。まずは県のほうでの三位一体を進めますよと。それが終わりますと、我々もいろいろな協議をさせていただいていますので、その中で情報を聞きつつ進めていくという形になろうかなと思います。

○委員長 すみません、直接関係ない話でありましたけれども。

○委員 ちょっと話は変わるかもしれないんですが、去年も同じような感じのをされている、毎年やられているわけですよ。それで漏水箇所の検出というのは、ことし27件と、今回ですけれども、去年に比べてふえているんですか。

○水道事業所 29年に比べますと減ってきています。

○委員 減ってきていると。じゃ修理のほうが適度にうまくやっているという感じですか。何となく、逆にどんどんふえていきそうな感じもしてちょっとあれなんですけれども。はい、わかりました。

○委員長 あと何か質問。はい、どうぞ。

○委員 結局どの市町村も大体毎年同じ業者さんでやっている感じなんだと思うんです。それってやっぱり、逆に言うとそこが使っているの、人為的にほかの市町村、新しくやらないみたいなイメージなんですか、どこもかしこも。

○水道事業所 今回、松島の場合ですと、二十数名の方が漏水調査ということで登録になっているんですけれども、大体ほかの市町村だと、市町村の規模にもよるかと思いますが、多かっただりというところもあるかと思いますが。そうすると、会社としてそのぐらいの調査する方、技術者の方が多く必要になってくることから、一市町村とかとった場合だと、なかなかほかの市町

村まで手を伸ばすことが少ないのかなということでは、はい。

○委員 これ、磯崎とか高城海岸とか、区域ごとある程度何個かに分けてという、効率的には悪くなっちゃうのかもしれませんが、そのほうが入りやすいとか、そういうのってあるんですか。

○水道事業所 あくまで水道の管網ということで考えていきますので、そうするとある程度エリアごとには分かれているものの、そこに行くまでの1年で調査したほうがより効率的な水道の配水の効率化というのが図れるかなと思っています。

○委員 この事業期間を見ると1年間かけてやっていますから、ほかのところに手を出せない状況ですね。こうやって毎年やるって感じですね。

○水道事業所 我々が知り得ている情報ですけれども、分けているところって仙台市だけなんですよ。仙台市は上と下に分けているんですね。徴収も実は仙台市は上と下で分けていますので、分けているという情報聞いているのは、我々のほうでつかんでいるのは仙台市だけになります。  
(「わかりました」の声あり)

○委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。

○水道事業所 ありがとうございます。

○委員長 5番目が財務課ですね。自然公園他草刈等業務委託で、抽出理由が99%の高落札、それから契約変更が行われているということで、高落札の理由と変更契約の内容についてご説明をお願いします。

○財務課 財30委第103号自然公園他草刈等業務委託のご説明をさせていただきます。

本業務は、財務課で所管いたします土地の草刈り及び樹木枝剪定業務となっております。

発注方法は指名競争入札で実施しておりまして、入札参加資格申請に除草・剪定に登録している町内業者5者のうち、〇〇〇を除く4者全てを指名しております。

〇〇〇を除いた理由といたしましては、本業務の業務場所が傾斜地や高所地を含む場所となっております。〇〇〇のほうで安全面を考慮して、そういうところの作業はできませんというお話をいただいていることから除いて指名をさせていただいております。平坦な土地の草刈り業務もございますので、そちらのほうは〇〇〇のほうに別業務として発注しております。

設計金額に対する落札率は99%となっております。契約の相手方は、1回目の入札では予定価格に達せず2回目の入札で落札者が決定していることから高落札率となっておりますが、内容を確認したところによりますと、人件費が上がってきているということが主な要因で

はなかろうかという分析をさせていただいております。

当初契約額は183万6,000円となっておりますが、2度の変更契約をしております。  
最終契約額は233万8,686円となっております。

1度目の変更契約につきましては、ほかの町有地の隣接地所有者の方から、町有地の竹やぶが風雨の影響で折れて、その方の所有地のほうに入り込んでいると、隣接地へ倒れているとの連絡を受けまして現場確認をしまして、早急に処理が必要となったことから、本業務の変更をいたしまして、対応したというものになっております。

2度目の変更契約につきましても、隣接地の所有者の方から、所有地から伸びるつるがテレビ線などに絡みつき受信障害があるという連絡を受けまして、現場を確認しまして、早急に処理が必要となったことから、変更契約により対応したのようになっております。

以上で概要の説明を終わります。

○委員長 委員の皆様、何か質問、お願いします。

○委員 すみません、一般競争入札にできないという積極的な理由は何ですか。

○財務課 事業の規模・内容からしましても町内業者で対応、十分可能な業務でもあるかなというふうに思いまして、町内業者を全て指名するという形をとらせていただいております。

○委員長 今回ね、変更工事で230万。入札4者あって、金額が非常に近いんですね。そうするとなんか、突発的な事由でできたとしても、ちょっとこれ予見するのは難しいんですかね。いや、だから、それも2つの変更工事含めてだったから、うちのほうはこれでできるよというのが、これよりも、実際にはかかった金額よりも安くできる可能性というのかな、どうしてもひっかかっちゃうんですね、その辺が。難しいのかもしれないですけども。やっぱり作業終わってからなりクレームなんですかね、そういった竹にしろ、つるにしろ。

○財務課 それは今回予定していた場所とはまた別な町有地のところで発生した事案になっていまして、現場を確認したところ、もう倒れてほかの方の家の敷地に入り込んでいると、それはもう早急に処分しないといけないでしょうという状況にあったものですから、今回、契約業者さんに変更契約という形で対応させていただきました。

○委員 すみません、この種の草刈りの業務委託というのは、毎年指名競争入札でやってきているということですか。（「はい」の声あり）ここ数年、今回は〇〇〇さんが落札したわけですけども、昨年とか一昨年とかもやっぱり〇〇〇さん。

○財務課 いえ、別な業者さんです。

○委員 毎年かわっている感じですか。



- 財務課 続くときもたまにありますけれども、別な業者さんということで。
- 委員 回しているわけではないということですか。
- 財務課 と、私たちは思っていますけど。
- 委員 ぎりぎりのせめぐあいで。
- 財務課 例えば草刈業務も私たちが所管している部分だけじゃなくて、例えば道路敷の草刈りもあるでしょうし、ほかの行政財産の部分の草刈りとかもあるでしょうし、いろいろ発注している中でなので。
- 委員 結局、毎年発注しているわけで、金額的なものは毎年ほぼ一緒ということになるんですかね。
- 財務課 その年、その年で業務を見直しして、近隣の住民の方から、もうちょっと広い範囲やっていただけないかとか、そういうご相談もあるものですから、やる範囲を。
- 委員 じゃ面積だけが変わって来ているというのは業者のほうにはわかっているような状況ということですよ。
- 財務課 発注段階に面積は出してあります。
- 委員 去年よりもこれぐらいふえているなというようなイメージで、いろいろ見積もりをとったりしているような感じですね。
- 財務課 そうですね。あとは、今までやったことないけど新たにこの場所はやる必要が出てきたねという場合もたまにあります。
- 委員長 ある意味では事前の調査でしょうかね、発注かける前に。変更が2カ所出てきたということは、ちょっと事前の調査というんでしょうか、そこが十分でなかったということなんですかね。
- 財務課 私たち所管するところは、ほかの課の担当以外のところ全部という位置付けなので、町内全部の町有地を事前に調査するのは実質的に不可能な部分があるかなというふうには思っています。
- 委員 基本的には公園とかそのあたりということなんですか。
- 財務課 あと民地の周辺の普通財産で管理している土地ですとか、今回の場合はフットボールセンターの中もありますし、自然公園の中もありますし。
- 委員 基本、町民の声がないとなかなかわからないと。
- 財務課 そうです。そこを中心に、はい。
- 委員 こういうのは毎年当然委託している、1年に1回とかそういうのでやっているんです

か。

○財務課 ですね。基本2回。春・秋とかですね、そういう形でやっております。

○委員 先ほどの危険なところがどうかというのは。

○財務課 傾斜地、湖沼とか。

○委員 傾斜地とかそういう、ちょっとそれだとお年寄りが危ないという。

○財務課 ○○○の方にも事前に、こういうところ発注予定なんですと、こういうところは○○○さんで対応可能ですかという確認はした上で振り分けをしています。なるべく○○○さんにも発注できるように。

○委員長 以前は受けていたんですよね、○○○さんも。

○財務課 そうですね。ここ何年かで特に。

○委員長 私の自宅のところ、裏山もあるんですけども、そこがちょっと傾斜地で、以前は○○○さんをお願いしていたんですけども、四、五年前かな、から○○○はだめですと言われてですね。

○委員 何かあったんですかね。

○委員長 恐らく、だから危険だという。

○財務課 事故があった場合の多分対応を懸念されているということだと思います。

○委員長 でも、結果的に……あっマイク入っているから余り言えないな。以前うちに来ていた方が、私個人でやるからぜひやらせてくださいという話があって、はい。

あと何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

金額がかなり近いというのがあるし、一応は2回入札で一番高い、辛うじて99%の札を入れたところを相手に。わかりました。ありがとうございます。

○財務課 ありがとうございます。

○教育課 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひします。

こころ・はぐくみ隊パート17企画・運營業務委託ということで、これについては随契であると。それから100%の落札率、高落札になっているということで、随契の理由と高落札の理由、この辺を中心にご説明をお願いいたします。

○教育課 生30委第123号こころ・はぐくみ隊パート17企画・運營業務委託になります。

この事業につきましては、小学1年生から3年生を対象といたしました創作活動教室、ワークショップ形式で企画・運営を実施するものでございます。

随契の理由でございますが、1ページの表のほうに随契理由が書いておりますけれども、小学校低学年を対象にいたしましたさまざまな道具を用いました工作、絵本の読み聞かせ、文化的遊び等、年齢の異なる交流を行いまして、情操教育及び集団生活、社会性の育成を図ることを目的としておりまして、業務上の経験・知識を特に必要とする業務でございます。

また昨年度、こちらの業務につきましては一般競争入札において実施した経緯がございました。その際、今回の契約相手方であります〇〇〇のみの応札ということもございました。

資料の一番後ろのほうに実際の活動風景を添付しておりますけれども、このような業務実績や業務上の経験・知識を有しました実施できる指名登録業者がほかにはないということだったので、今回の随意契約というような内容になっております。

契約金額の妥当性につきましては、一般的な工事、業務委託等とは違いまして、労務単価等に単価表がないということもございましたので、講師等の単価ですね、こちらのほうを判断する材料といたしまして、文化庁のほうが募集します補助金交付事業がございます。その中の謝金単価表というのがございまして、そこで示されております単価、単価表をもとにこの業務を照らし合わせますと、特別講演の謝金が1回当たり3万5,000円、これはワークショップの講演などに要する単価でございます。またあと、指導・実習等の謝金といたしまして1時間当たり5,100円、こちらは技芸とかスポーツ知識などの教授・指導等に該当するものということで、このような単価を使いまして、今回の見積もりの価格を算出しましたところ、この金額が妥当性があるということでこちらのほうを実施しました。

以上でございます。

○委員長 委員の皆様から何か質問等、お願いいたします。

○委員 これは毎年やられている。

○教育課 そうですね、毎年実施しておりまして、ここにあるタイトルで17とありますので、17年目の実施ですね。

○委員 17年前からやっている。

○教育課 やっている事業等でございます。

○委員 去年、一昨年に一般競争入札して、この会社が初めて請け負ったわけですか。

○教育課 いや、以前から1者随契でやっていたころからこの会社をお願いしまして、このような1者随契でのやり方がちょっとということで昨年度、一般公募のほうで実施させていただきましたというところで、応募があった業者は、前回からずっとやっている業者さんが応募されたというような内容でございました。

- 委員 そうすると、17年間ずっとこの会社なんですか。
- 教育課 そうですね。
- 委員長 あとは効果といいますか評価というんですか、誰が評価するのか、親御さんなのかですね、こういった活動をやって。その辺はどういうふうに評価されているでしょうか、町としては。
- 教育課 情操教育の評価というのが成長に関わるものなのでなかなか評価が難しいところではあるんですけども、毎年この事業の評価検証が行われていない状態にありましたので、今年度初めて親御さんを対象にアンケートを実施してみたんですね。そうしたところ、家庭教育支援ということで、子供たちの情操、家に帰ってからも工作がしたいという気持ちが高まったりだとか、あとは年下の子供たちを気遣うようになったとか、そういった声ですとか、あとは今後も継続していただきたいというような多数上がっております。
- 委員長 基本的には小学生ですかね。
- 教育課 小学校低学年、1から3年生です。
- 委員長 いや、なんか難しいところで、町が主催して何かやる行事というか、学校教育として学校がやらなくてはいけない行事という、その辺で、どの辺が線引きになるんでしょうかね。これは町が予算をつけて、これはどうしてもやらなければならないという。
- 教育課 学校活動外の部分で、生涯学習という部分も含めて、生涯学習班のほうで実施している事業ということで今までもやってきました。
- 委員長 最近だと社会性というもの、あるいは言葉を交わしながらほかの人を説得するだとか、そういう子供たちが減っていますので、学校教育でも問題だろうと思うんですが、今は聞くとところによると、高校で対人関係、人間関係に、躁鬱まではいかないんだけども、そういったところでちょっと問題があって、変な接し方をすると自殺されてしまうような生徒が全国平均で10%ぐらいいるんだそうです。だから特殊学級とまでは言わないけれども、現場の先生はそういう生徒を相手にするのは物すごく大変なんだと思うんですね。だから、そういう意味では、学校教育のほうでそういったところを中心にやらないので、私個人的にはこういったいろんな、要は集団登校、私は大賛成で、集団登校は上の子が下の子を引っ張っていくというリーダーシップだとか、そういったものを子供の中で養うすごく有用なんじゃないかと。ですからこういった異年齢間、あるいは学校も皆違うということですね。
- 教育課 そうですね。
- 委員長 そういったところを。昔はボーイスカウトとか海洋少年団とか、そういったのがほか

の学校の生徒たちを集めて人間関係の形成に重要な役割を果たしたんだろうと思うんですね。

その辺でやっぱり町としても意義を見出しているということなのでしょうか。

○教育課 そうですね、今もいろいろ被災を、ほかの市町村のほうから転入されたお子様もいらっしやいますので、そういう部分での交流はこの事業によって図られているのかなと思っています。

○委員 随意契約の理由書に、こういう経験を持つ登録業者は1者しかいないからここなんだという話なんですけれども、非常に難しいことだと思うんですけれども、結局この会社の評価というか、ずっと毎年やっている評価をずっと評価した上でもここなんだという理由がね。登録業者はここしかないから、よくても悪くてもここしかないんだという話じゃないと思うんですね、こういう事業というのは。やっぱりその中身とかそういうのもって決めなくてはならないと思いますけれども、そうすると、1者だけでそれを評価するというのは、ほとんどほかとの比較がないので非常にどうやったらいいのかというのがよくわからないんですけれども、その辺どういうふうに。これから先もずっとここなのかなという気もするし、この会社がもしかするとほかの地域で同じようなことをやってすごい実績どこでも上げていて評価が高いんだとか、その辺がいま一つよくわからないという気がするんですけどね。質問のような質問でないような話なんですけれども。

○教育課 一応、こちらのほうで来ていただいている講師の方なんですけれども、単純に創作活動を教える技能だけではなくて、幼児教育に関して短期大学で講師もやっていらっしやる幼児教育の専門の方に講師として来ていただいているんですね。

また、固定で来ていただいている方ではないんですけれども、全国で「あそびうた」という公演があるんですね。（「〇〇〇ちゃん」の声あり）そうです、〇〇〇ちゃんもたまに来てくれてやっているようなところですので、全国的にも実績のあるような人が登録している企業であるというところが。

○委員 そうであれば、随契の理由もその辺でもって非常に評価できる会社なんだというのをもっと強調されて書かれたほうがいいのかという気がするんですけど。

○委員 特にそれは、うちも子供いて、〇〇〇ちゃんのCD全部持っているぐらいなので。

○委員 有名なんだ。

○委員 一応有名というか、宮城県だとほとんどそこは一番ぐらいのレベルだと正直思います。各地いろいろ回って、どこでも自治体とかでもやっていますし。

○委員 ああ、そうなんですか。〇〇〇さんというんですか。

- 委員 こういう名前をつけるんですよ、講師の人に全部。子供受けがいいように名前がジャンプくんとかタンバリンくんとかついたりするので、子供受けは本当にすごいいいです。
- 委員 そうですか。それはぜひ、そういうのを記載していただければなおさらいいんじゃないでしょうか。
- 委員 結構人気で、来てもらうのも大変なところもあるみたいで、あいていないんでと言われるときもあるらしいです。別にそれは余計ですが。うちの子供がちょうどその年代なので。
- 委員長 株式会社で運営しているというのも、そういうのだとNPO法人とか社会福祉法人とかそういったものを設立してやるようなものかなという気はするんですけどね。
- 委員 多分ほかにもいろいろやっているみたいなんです。
- 委員長 いわゆる収益事業。まあ、でも収益事業であっても。
- 委員 やっているみたい。教室とかもいろいろ普通に、ダンスとか歌とかいろいろやったりもするみたいなので、そういうのを含めるとNPOとちょっとちがうと思いますけれども。
- 委員長 行政というか、そういったものから細かく言われたくないということであえて株式会社でやっているというのがありますよね。
- 委員 教育とかだと、そういうのがあるかもしれない。
- 委員 縛りはありますからね。
- 委員長 ただ、でも、一般論として言うと、地公体が一般企業を指定していわゆる福祉とか教育事業、ちょっとそこら辺にお金を出すのはやりづらいところが本当はあるのが正直なところで。でも、先ほど梶塚委員もお話ししたとおりいいという。そうだったら、これいいから、効果が上がっているしということで積極的にそういうふうにならざるに逆にならざるに指定しているというか、そういうスタンスで、金額も比較的低い事業なのでいいんじゃないかと思います。
- あと何か。
- 委員 これ30名が限界というか、定員なんですね。
- 教育課 そうですね、私も毎回スタッフとして参加をしているんですけど、1～3年生の子供たちなので、30人以上だと管理し切れないというか、難しいですね。
- 委員 一方で募集といいますか、希望する方というのはたくさんいらっしゃるんですか。
- 教育課 大体いつも30名以上は来ないぐらいですかね。
- 委員 場所はいつも手樽の三小のところでやっているんですか。
- 教育課 そうです。
- 委員 そのせいで来づらいとかというのはないですか。

○教育課 その点についても今回アンケートで聞いてみたんですけれども、皆さん、松島の親御さんと車を持っていらっしゃる方がほとんどなので、特に遠いとは思わないよないという方がほとんどでした。

○委員 そうですね、別に三小だったらそこまでですけど、五小のほうとかは遠いかもしれないですけれども、それでも品井沼とかあそこのところまで直線で来れるとは思いますが。わかりました。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。これで個別審議の全てが終了いたしました。

委員長総括の前に、各委員様から何かご意見があれば頂戴したいなと思います。

○委員 今回、発注事業一覧表を拝見して、落札率が下がってきたなという印象を持ちました。東日本大震災以降、落札率が高い状態が続いていたのが、ここに来て落札率、工事でも70%台、80%台がふえてきたなという。入札監視委員会、入札業務をチェックするという意味では、落札率が低いのはいいことなのかもしれないですけれども、全体の流れとして、低入札による粗悪工事というのが起きないように気をつける時期にまたやってきたのかなと思います。完成工事の検査をしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

○委員長 この4月以降は外国人労働者が大量に来るというのも確定していますから、そういう意味でも責任は当然、受け入れるゼネコンなりそういったところがしっかり受注した工事をやるということになるんでしょうけれども、少し今までとはちょっと違った流れが出てくるのかなという気もいたしますね。

あとは何かご意見ございますか。

今回ピックアップした件の中で、何か問題だなというのは、業務委託の2番目のWi-Fiですかね。〇〇〇で設置して、だったらもう最初から決まっているんだから、そこはもう最初のシステム導入時の選定に当たって保守も含めてトータルでどうなのというね、そこでもって業者選定をすべきじゃないかということが言えると思います。

あとは、またきょうも業務委託ですけれども、地デジとか漏水とか、この会社しかできないというところがあって、いたし方ない面はあるのかとは思いますが、この辺も、無駄かもしれないけれども、競争入札が原則ですから、指名の範囲に入る会社についてはやはり一旦は入札という形式をとっていただかないといけないのかなというふうには思います。

○委員 あとは不落への対応ですかね。

- 委員長 そうですね、はい。
- 委員 全体として落札率が下がっているのに、やっぱりまだ小規模工事は不落になるんだというような。
- 委員 利益を上げるためにうまく組み合わせるとかしていかないとなかなか。
- 委員長 そうですね、やっぱり発注する側も、発注する側の工夫で落ちるんであればですね。確かに金額の問題だけじゃないですからね。やはり公共工事ですから、公共性があるから、やはり実施しなければいけないので、そういった面もあるのかと思います。
- 事務局 抽出の理由については、今回高落、低落、あとは随契。低落は入らなかったですね。随契、1者入札等に加えて、今回は特徴的なものとして分割を入れていただいたんですが、結構、高落とか1者、随契というものについては何年か前の業務、今回の地デジもそうなんですが、また取り上げられたというものが多くなってきていて、何か特徴的な案件、抽出方法があれば、逆にお教えいただきたいなというところもありまして。
- 委員長 基本は、私どもが見なくてはいけないのは、談合とか、見つかるかどうかは別にして、やはりそういったおそれがあるようなものについて、入札方法とか業者選定で何かの工夫があればそういったものが少しは防げる、あるいは改善できるというものがあるんじゃないかというところを見つけていくのが一番の主眼だろうと思うんですね。皆さん手続どおりにはやられていますから。ところが、手続どおりにはやっているんだけど、穴があるというようなところですね。そういったところを別な第三者の視点から指摘するのが仕事だと思いますので。
- 事務局 今までどおり定例的にやっているものでも、気になれば毎回取り上げるということで大丈夫ですか。
- 委員長 あとは、財務課として各課のいろいろな仕事ぶりを見て、ちょっとこれ以前から気になっているんだよなという、今まで取り上げていないんだけどという、そういったものをちょっと議論してほしいというのがありましたらば、はい。
- 私は公認会計士の監査の仕事をしていますけれども、公認会計士の監査というのは、自分だけがそれを行って見つけるんじゃないんですよ。常勤監査役という、会社にべったりいらっしゃる方、そういった方とミーティングしながら、問題点があるかないか、内部統制上どこに問題点があるのかというようなところもきっかけにして、要は会社の方と一体となって、外部者の視点で中の監査に当たるというのが仕事なんですね。そういう意味では、財務課の方とか、うちの金庫番といいますか、そういうあれだから、その観点から見てちょっとこれはどうなんだろうというのがあれば積極的に言っていただければ私としてはありがたいかなと思います。



れども、いかがでしょうかね、先生方、そういった視点。

○委員 あと、過去に例えば我々のほうからこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案をして、そのとおりに実際にやられたケースが幾つかあると思うんですけども、それが本当に正しい指摘だったのかどうかということも含めて、また確認する必要はあると思います。

○委員長 そうですね。それも。

○委員 ですから過去に一応指摘したことがまた今回も取り上げられたという意味では、私としては大事かなと思っていますので、それがいい指摘だったのか、いややっぱりちょっとあのおかしかったねというのを。

○事務局 例えば基本、一度は一般競争入札やってみようよというお話をいただいて、それをやるように常々気をつけているんですけども、保守点検業務委託のようなものと、そのメーカーじゃないとできないことがやってみて初めてわかったとか、私たちが庁舎の保守点検業務を別な会社に頼んでみたら、そこは対応できませんと言われて結局メーカー側に行くようになりましてとか、そういったことがあったので、それは一つ勉強になって、その次からは発注を複数年でやってみるとか、3年ぐらいの債務負担をとってやったりとかというのを財務課のほうで試しにやってみていることはあるので、その経験を生かしてほかの課にも相談しながら、広げていけるものは広げていければなというふうに考えていました。先ほどの保守点検も同じようなことかなというふうには聞いていました。

○委員 そうですね、やっぱりここで言った話が本当にそれでよかったのかという、どちらかというと理想論というか、そういう話ばかりを要求するわけなので、それが本当に、現実的には別な要因があつてだめだったとか、さらにこういうふうにしたらもっとよかったとか、そういうのをぜひ聞かせていただかないと、結局、毎回毎回同じように理想論を言うだけの一方通行になっちゃうので、それはぜひその結果でもし何かあれば、そういうのを教えていただく機会を設けてもいいかもしれないですね。

○事務局 私たちやってみて一つわかったのは、同じようなやり方で、複数年で2回目になりましたと。1回目の3年は終わって、もう次の3年入札しましたと。そのときに落札率が前の段階より高くなっている。結局、単年度で見れば余り安くない契約のときもあるんですね。それは前のときに実績をとりに来て、すごい低い金額で落としていたということが考えられるんですけども、そういうこともあるので、金額だけ見るとちょっとねというところが出てきたりとか。

施設をいっぱい抱えているので、同じような保守業務があるので、それをまとめて発注して

みようかとか、そういうことをやってみたりもしているんですけども。

○事務局 先ほどお話があった〇〇〇という会社が行っている事業は、そこが特筆すべき業務を行っているため、そこだけでやらせてあげたいというものって役所には結構あるんですね。工事検査をしても90点と70点では全然出来が違うけれども、でも、合格は合格ということで、特別な随意契約の方法で、かつ少額のときの、イメージとしては簡易的なプロポーザルみたいなやり方をしている自治体さんのものが何かご存じだったら教えていただきたいです。随意契約も年々、どこの自治体もそうですけれども厳しくなっていて、公平に競争という時代だと思うので。

○委員長 そこは本来、私は町長、首長が選挙で選ばれて、自分はこうやりたいと。そこに、だから特定の業者だけが利益供与だとかそういったふうに言われないようにちゃんと理由をつけて、自分はこうこうこういう理由でここ、ここが実績上がっているから。それはいいんじゃないかと言うとちょっと語弊があるんですけども、そこは周りの監視もちゃんとやりつつ、費用対効果ですよ、そういったものがちゃんと上がっているのかというのも監視していただければ。

○事務局 また勉強した上で、別な資料と一緒に次回、来年度になりますけれども、この10件の後に以前、ランダムにやってはいたんですけども、我々からお伺いしたいことにご意見をいただくという時間ももしかしたらとらせていただいて、また勉強させていただきたいなと思います。

以上、ほかに。では、よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

---

### 3 閉会の挨拶

○事務局 では、以上をもちまして入札監視委員会を終了させていただきます。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

---